

事 務 部

1 方 針

法人の円滑な運営のため各部署とのコミュニケーションを強化すると共に、個々のスキルアップに努めます。

2 目 標

- (1) 定款の規定を踏まえ、理事会、評議員会を適宜、開催します。
- (2) 経理規定に基づいた、適正な会計処理、財務管理を行います。
- (3) 人材の確保・育成・定着に努めます。
- (4) 業務継続計画（BCP）の充実を図り、不測の事態においても事業が継続できる体制を整えます。
- (5) 設備の保守点検や備品類の更新等、適切な資産管理を行います。

3 評議員会・理事会の開催

- (1) 定款の規定を踏まえ、評議員会・理事会を適宜、開催します。
 - ・ 5～6月 前年度の事業報告及び決算報告、役員改選
 - ・ 11月 補正予算、上半期事業報告及び上半期決算報告他
 - ・ 3月 補正予算、翌年度の事業計画及び予算他その他必要の都度、理事会、評議員会を開催します。

4 経理事務

- (1) 毎月予算執行率表等の経営状況資料を作成し、月次報告により事業の執行状況や経理上の課題を的確に把握しつつ、予算の補正等の対応を適切に行います。
- (2) 障害サービス事業費請求や医療請求事務を適切に行います。
- (3) 年1回、監事監査を実施し、財務状態及びその計算書類の記載内容についての確認を行います。

5 医療業務

- (1) 新型コロナウイルス感染症の抗原検査等に係る請求を適切に行い、予防接種を実施し、院内感染予防に貢献します。
- (2) インフルエンザワクチン予防接種を行い、院内感染予防に貢献します。
- (3) ネット配信情報に留意し、速やかにコンピュータの更新をして診療報酬請求に努めます。
- (4) 電子カルテの入力情報を確認し、定期的にデータ提出を行います。

6 人事・労務

- (1) 就業規則、給与規程に沿った適切な労務管理を行います。
- (2) 関係法令の改正に留意し、必要に応じて就業規則の見直し等を行います。
- (3) ハローワーク、新聞広告、ホームページ、人材紹介会社等を活用し、人材確保に努めます。

7 防災

- (1) 防災訓練、消火訓練を毎月実施します。総合防災訓練及び消防署への通報連絡訓練を年2回、通常避難訓練を年6回、夜間想定避難訓練を年3回、地震想定訓練を年1回実施します。
- (2) 災害発生時の職員・家族の安否確認や情報発信訓練を実施します。

8 資産管理

- (1) 設備の日常点検やリスクマネジメント委員会等で得られた情報を基に、適切な資産管理に努めます。
- (2) 小規模修繕や物品の購入を適切に行います。

施 設 部

<重症心身障害児施設>

(生活支援課)

1 方針

職員一人ひとりが、利用者一人ひとりの個別性と、意思決定に基づいた支援を実践すると共に、権利擁護の理解を深め安心した日常を過ごせるよう心がけます。また、安全や健康面に配慮し、関係部署と連携を図りながらチームの力を高めて、安心と充実した生活が過ごせるサービスを提供します。

2 目標

利用者のライフサイクルに沿って、人権や主体性を大切にして一人ひとりの意思決定のプロセスを大事にし、充実した生活支援を行います。また、利用者の状態の変化に敏感に気づく気配りを行い、変化がある場合はカンファレンスを行うなど、他部署との連携を行い組織的な対応をします。

3 内容

(1) 個別支援計画の充実

利用者一人ひとりの意思を尊重した個別支援計画を策定します。計画に基づいた活動など、人との関わりを通して、充実感あふれる生活を実現します。

また、計画を通し一人ひとりの身体機能の把握に努めます。その中で、変化が見られた際は関係部署と連携を図り、積極的な検討を行います。

(2) 危機管理の徹底とサービス内容の向上

ヒヤリハットの検証を徹底し、改善策の策定を積極的行います。必要な既存の業務手順書の見直しを行い、個別性を重視しながらも標準化されたサービスの向上にも努めます。また、権利擁護や虐待防止について施設内外の研修を通して理解を深め、サービス内容の向上に努めます。

(3) 日中活動（余暇活動）支援の充実

個別支援計画を基とした個別活動や、趣味別の小集団活動（サークル活動）を中心とした日中活動を行います。加えて、日々の余暇活動として集団による活動を行います。特に、個別活動などの小集団活動では、利用者個々の状況に合わせ、意思決定を視野に入れて一人ひとりの自己実現に向けた支援を展開します。

(4) 職員の人材育成

内部研修の充実や外部のweb研修等への積極的な参加、日々の様々なカンファレンス面談などを通じて、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

また、グループ毎の話し合いを実施することで、職員が個々の意見を伝えやすい場を設けます。意見として自分の考えを伝えやすい場を設けることで、風通しのよい職場環境づくりを目指します。

(5) ボランティアの活用

感染状況にあわせて間接的なボランティアの調整をすすめます。積極的なボランティアの参加を促すことで、虐待防止や個別支援の充実を図ります。

(6) 短期・中期入所事業の充実

感染状況を踏まえ、短期・中期入所の受入調整を実施していきます。短期および中期入所枠の利用の際は、相談窓口との連携のもと在宅障害児者の支援に努めます。短期利用調整の窓口として調整する職員一人ひとりのスキル向上を図ります。

(看護課)

1 方針

職員一人一人が、日々研鑽を重ねながら利用者の個別性と権利擁護を尊重した対応を行い、健康と現在持っている機能の維持と少しでも引き上げていくことにより、安全で安心のある生活の質の向上を図る看護を展開します。

2 目標

(1) 個々の利用者の健康状態に応じ、個別性と権利擁護を念頭に安全で安心した日々の生活を送れるように質の高い看護の提供を行います。

- ・日々の関わりや細かな観察から異常の早期発見と、早期対応を行います。
- ・利用者のその人らしさ、その人にとっての最善を考え、人権を尊重した看護を行います。
- ・年齢を重ねる中でも利用者の持つ力を最大限引き出す看護を行います。
- ・利用者、ご家族とコミュニケーションを積極的にとることでお互いの信頼関係を築き、安全で安心した生活を送れるようにします。
- ・地域社会の情報を収集しながら、感染対策など予防に努め、制限の中でも可能性を見出し、健康の維持、向上を図ります。

- (2) 高い倫理観と専門的な知識・技術に支えられた優れた看護を行います。
- ・現状にとどまらず、看護会議、ケースカンファレンスを通し、日々の自らの看護を振り返り、看護実践能力を高めます。
 - ・法人内研修にとどまらず、外部研修にも積極的に参加することで看護能力と実践能力を高めます。
 - ・自らの学びを周囲に伝達することで、全体の看護の向上を図ります。
- (3) 多職種と協働のもと、利用者の生活の質の向上を行います。
- ・他職種との話し合いを通して、お互いの専門性を尊重し、信頼のもと、利用者の生活のトータル的な評価を行い、より高い生活の質の向上に向けた看護を行います。
- (4) 医療安全管理の徹底とサービスの向上を図ります。
- ・ヒヤリハットの分析、評価を行い、これまでのデータの分析の照らし合わせなどについてカンファレンスを通して改善策を導きます。マニュアルや日々の業務の見直しなどを通し、周知、実践、評価を繰り返して、安全管理を徹底した環境のもと、より良い看護の提供に結び付けます。

(診療課)

<リハビリ外来等>

1 方針

入所者を含む地域の障害児者の健康と生活をリハビリテーション（以下「リハビリ」）の視点から支えます。また、職員各々が向上心を持って業務に携わり、利用者のリハビリ内容の充実を図るとともに、お互いの特性を尊重し、経験年数を問わず良い点を支え、不足している点を補い合います。

2 目標

- (1) 利用者に対して個別でのリハビリ介入により、心身機能の維持向上を図るよう努めます。
- (2) 利用者本人を中心として、家庭・地域での暮らしを支援するよう努めます。
- (3) 新規利用者も可能な範囲で積極的に受け入れます。
- (4) デイサービス利用者や県西地区の重症心身障害児・者についても、必要に応じて現状把握し、要望に対応するよう努めます。

3 内容

(1) 入所者へのリハビリ

- ア 日々の入所者との関わり合いや生活評価・介入、姿勢管理や生活介助等の相談対応等も臨床業務として位置づけて取り組みます。
- イ 支援課と看護課、栄養部門等と、日中活動について意見を出し合い、その中で新たな発想を生み出し、入所者の日中の過ごし方に変化や刺激を与えられるように努めます。

ウ 医師・看護・生活支援スタッフと日頃から連携を図り、個別支援モニタリングやカンファレンスにも参加し、リハビリ目標を設定します。

(2) 外来リハビリ

- ア 利用者やご家族の要望を確認し、各利用者の生活に沿った目標の設定を行います。医師とも相談し、リハビリの介入頻度や内容を検討します。
- イ 各関連機関との連携を図ることで、家庭・地域で暮らすための支援を行います。また、必要に応じて関連機関とのケースカンファレンスにも参加します。
- ウ 新規外来の受付は基本的には先天性疾患の方を対象とし、可能な範囲で積極的に受け入れます。
- エ 地域支援部・相談員と連絡を取り、県西地区の重症心身障害児者について現状を把握します。また、デイ・放課後等デイサービス利用者に関しては支援スタッフと連携を図りつつ、リハビリスタッフも利用中の様子を確認するなど出来るだけ要望に応えられるようにします。また、地域のリハビリ職と情報共有がしやすい関係を築くため、知識や技術の向上のための交流の場を設けます。

<栄養管理>

1 目 標

- (1) 季節を感じられる、美味しく楽しい食事提供に努めます。
- (2) 安心・安全な食事提供に留意し、徹底した衛生管理と環境設備を行います。
- (3) 多職種協働で、個々の状態に応じたきめ細かい栄養管理を行い、QOLの向上に努めます。
- (4) 積極的な情報収集により専門職としての知識の向上に努めます。

2 内 容

- (1) 適時・適温を守り、咀嚼・嚥下機能や嗜好に配慮した食事を提供します。
旬の食材を取り入れることで食事に季節感を持たせ、毎月の行事食やお誕生日会では月ごとのテーマに沿った献立やケーキの提供を行い、食事を楽しみを感じていただけるよう努めます。
- (2) 令和元年度に開始した選択メニューについて、各部署と連携のもと、円滑な実施の継続に努めます。また、現時点での評価のためアンケート調査を実施し、改善点や課題点を洗い出し、今後の継続へつなげていきます。
- (3) 食事介助時には手指消毒、マスク・フェイスシールドを着用し感染防止に努めます。
厨房内の清掃・点検・環境調査を適切に行い、衛生管理と設備維持に努めます。ヒヤリ・ハットや事故報告書については原因分析によりの的確な対策を立て、安心・安全な食事の提供に努めます。
- (4) 多職種との協働により、個々の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事を検討し、利用者の生活の質の向上に努めます。
毎月1回の栄養管理計画書作成の他、個別支援モニタリングやカンファレンス、摂食指導研修等に参加し、適切な栄養管理を実施します。

- (5) 研修会・学会等への参加や専門書の購読等により積極的に情報を得ることで、専門職として深く、幅広く知識を身に付けることに努めます。

<薬 局>

1 目 標

- (1) 医薬品の適正使用と情報提供に貢献します。
- (2) 他職種と連携し、適正な薬物治療が行われるよう努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬の適正対応に努めます。
- (4) 過不足のない在庫管理を徹底します。
- (5) 医療安全のため、医薬品安全管理を徹底します。
- (6) 専門職としての知識の向上に努めます。

2 内 容

- (1) 医薬品適正使用と情報提供
 - ア. 薬事委員会を開催し、①採用医薬品の検討や更新、②重症化・急変に対応出来る救急医薬品③災害対策医薬品を検討し、備蓄量、品目を調整していきます。
 - イ. 随時、専門誌、公文書、メーカー通達書類、インターネット等から情報を収集し、医師、および看護師に情報提供を行います。
- (2) 他職種との連携
 - ア. 利用者の特性、病状に応じて、医師の処方計画に提言関与し、適正な薬物治療の補助に努めます。
 - イ. 利用者の服薬状況や健康状態について、医師、看護師、栄養士、生活支援スタッフなどから情報を収集し、QOL、アドヒアランス向上に努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬への対応
 - ア. 短期・中期利用者の持参薬について聞き取りを行い、一包化するなど簡素化して、施設内での服薬ミスがないように努めます。
 - イ. 短期・中期利用者の家族に対し、必要に応じて、薬剤情報、保管管理、服薬に関しての助言、指導を行います。
- (4) 在庫管理の徹底
 - ア. 「使用期限切れ医薬品」が利用者に使用されないように、使用期限の調査を定期的に実施します。
 - イ. 廃棄医薬品が出ないように在庫量を調整し、また必要時に不足することのないよう、在庫管理を徹底します。
 - ウ. 同効薬で品質及び信頼性が高く、低薬価の医薬品の採用を検討する事によって医療費削減を試みます。
- (4) 医療安全における医薬品安全管理

- ア. 日本医療機能評価機構や医薬品医療機器総合機構、薬剤師会等からの事例報告等を収集し、他の医療スタッフに情報提供を行い、注意喚起を促します。
- イ. 医薬品安全管理に関する研修会を開催し、スタッフの医薬品に関する安全管理についての意識向上に努めます。
- ウ. 新規採用薬について、看護師に対し説明会を開催し、医薬品の適正使用に努めます。

(5) 専門職としての知識向上

- ア. 研修会への参加や専門書の購読、他の重心施設との連携により積極的に情報を得ることで、専門職としてのより深い知識習得に努めます。

地域支援センター

<相談室>

1 目標

障がいのある方が、制度や分野、世代、人と資源を超えて「まるごと」つながり、住民一人ひとりの暮らしと地域をともに創る、地域共生社会を目指します。

2 内容

- (1) 小田原市基幹相談支援センター (小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町より受託) 地域の相談支援の拠点として、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

ア 総合的、専門的な相談支援の実施

どのような相談であっても『受け止め、ニーズを整理し、丁寧につなげる』という、断らないまるごと相談支援を展開します。また、障がい分野に関連する他分野多機関からの相談、専門的支援を要する方への対応、緊急時の対応等に対して、支援課題の整理や専門的な助言等を通じた、伴走・後方支援を実施します。

イ 地域の相談支援体制の強化

地域障害者自立支援協議会や地域生活支援拠点事業の事務局運営等を通じて、官民協働で地域の相談支援体制の強化に取り組みます。また、重層的相談支援体制の充実に向けて、関係機関との各種定例会や事例検討会、地域課題をテーマとした研修会等を開催します。さらに、相談支援専門員の質的・量的な課題を解消する取り組みとして、相談支援従事者研修の受講者に対する実習対応及び実務就任後のフォロー、相談支援事業所の立ち上げ支援及び開設後のサポート等を行います。

ウ 情報収集・発信

地域の支援機関との相互理解や地域の支援体制整備等を目的として、関連施策・地域の社会資源情報・各種研修の開催状況等について情報収集及び発信を行います。

(2) 小田原市障害者相談支援事業（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町より受託）
障がい種別・年齢を問わず、障がい福祉に関する多様な相談に応じるよろず相談支援事業所として、以下の業務を行います。

ア 一般的な相談支援の実施

障がい福祉サービスの利用援助および社会資源の活用、権利擁護等の幅広い支援を行います。地域における身近な相談窓口として、本人に寄り添い、本人の選択に基づいた支援がなされるように務めます。また個別支援を通して確認された課題を地域課題としてとらえ、基幹相談支援センターをはじめ、他機関と連携して、その解決に取り組みます。

イ 出張相談会の実施

定期的に箱根町・真鶴町・湯河原町での出張相談会を実施し、各行政担当者と情報共有及び連携を図り、地域ごとの実情・課題に応じた相談支援を展開します。

ウ ピアカウンセリングの拡充

ピアカウンセリング（肢体・視覚・聴覚）の活動の機会と場を作り、障がいのある方同士のつながりや支え合い、エンパワメントをサポートします。

エ 地域生活支援拠点事業におけるコーディネーター機能強化

地域生活支援拠点事業においてコーディネーターの役割を担い、行政機関・基幹相談支援センターと地域の支援体制整備に務めます。

(3) 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業（神奈川県より受託）
相談支援等のネットワーク形成を通じて、重層的相談支援体制を構築し、広域のかつ専門的な支援を行うことにより、障害者福祉の増進を図ることを目的として、以下の業務を行います。

ア 基幹相談支援センター等と連携し、関係機関の相互共有、協働体制の強化および充実に向けたつながり・学び合いの場をつくります。

イ 協議会や連絡会等を通じて、圏域の質的・量的課題等の解消とさらなる考察に向けて2つのネットワーク（相談支援ネットワーク・サービス提供ネットワーク）を中心に取り組みます。

ウ 地域生活支援拠点事業に関する各自治体の実施状況等のモニタリング等を目的とした協議の場を設定します。

エ 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会、足柄上地区地域自立支援協議会と連携し、協議会・部会などへの参画、実施事業に対する協力等を通じて、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。

オ 神奈川県障害者自立支援協議会に参画し、協議会等の活動状況、相談支援等ネットワーク形成の取り組み状況の報告等を行います。また、相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、相談支援専門員の養成及び相談支援従事者とのネットワーク形成を図ります。

(4) 計画相談事業

ア 障害福祉サービスの計画相談支援

障害児者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類および内容を定めた計画作成及び障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。

イ 障害児者の継続サービス利用支援

アの計画相談支援により、支給決定を受けた対象者に対し、支給決定の有効期間内において、定期的に利用状況を検証し、計画の見直し（モニタリング）を行います。

ウ 感染症対策等について

ア イについて、地域の新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、訪問による対応が困難な場合には、事前に利用者、家族、関係事業所等に丁寧に説明し理解を得て、電話、文書、メール、リモート会議等を活用します。

エ 在宅重症心身障害児者訪問指導事業

神奈川県総合療育相談センターからの依頼を受け、訪問指導の必要がある対象者とその家族に対して、当法人職員が自宅等を訪問し、療育上必要な助言・指導を行います。

オ 在宅障害者等療養支援(療養調整)事業(神奈川県より受託)

在宅の障害児者やその家族が、新型コロナウイルス感染症に罹患し、濃厚接触者となった障害者等又は自宅で療養を行う障害者等に対して自宅を訪問し、状況を確認するとともに、自宅で療養するために必要となるサービス調整を行います。また、当法人の居宅介護事業と連携し対応します。

<ヘルパーステーション>

1 目 標

支援対象地域において、ニーズの把握と積極的なサービス提供に務めます。また、障害福祉サービス等地域拠点事業においては、障がい特性などの理由により福祉サービスを受けることが困難なケースに対して、重点的なサービスの提供に務めます。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

本人の思いに寄り添い、適切なアセスメントのもとニーズを把握・整理し、必要な支援を提供できるよう計画を作成します。また、定期的に計画を見直し、支援の質の向上に務めます。

(2) 関係機関との連携

ケア会議やカンファレンスに積極的に参画し、関係機関との連携を図り、利用者本人及びご家族の状況の把握に務めます。また、本人を中心としたチームで支援できるよう、関係機関それぞれの役割等を確認し、連携を図ります。

(3) 人材育成

職員の質の向上、多様な障がい種別への対応を目的とし、法人内部の研修会や外部の講習会等に参画します。法人内部の研修会では、部署内のチーム形成強化及び他部署連携等も狙いとして、相互研鑽できる体制を作ります。

(4) 受託事業

ア 障害福祉サービス等地域拠点事業（ホームヘルプ）

障がい特性、居住地域等の理由からサービスを受けることが困難なケースに対して、支援いたします。強度行動障がいや難病、その他サービスに繋がりにくい方のニーズ把握をおこない、ワンストップで受け止め、他事業所や地域への移行支援を進めてまいります。

イ 在宅障害者等療養支援事業（神奈川県より受託）

在宅の障がい者及び障がい児であって、新型コロナウイルス感染症に家族が罹患し、濃厚接触者となった障がい者等又は自宅で療養を行う障がい者等に対して、自宅を訪問し必要な居宅介護または重度訪問介護のサービスを提供します。

ウ 医療的ケア通学支援事業（車輛）

小田原養護学校に在籍する、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の教育の機会の確保と、保護者の通学における付き添いの負担軽減のために、通学における乗用旅客自動車での送迎を提供します。

<地域活動支援センター事業>

1 目 標

(1) 自尊感情、自己肯定感の向上

一人ひとりの得意なこと、好きなことを活かせる環境づくり（プログラム活動等の充実）を通して、利用者の自尊感情、自己肯定感を育み、生きる力（生活力）の向上を図ります。

(2) 個別支援・家族支援の充実化

利用者、その家族に寄り添い、発達段階に応じた目標を共有し、障害受容に対する支援はもとより、利用者と共に新たな生き方（リカバリー）を模索する体験の機会を創造します。

(3) 地域支援

重層的支援体制整備に向けた関係機関との連携強化を図ります。また、ひまわりが居場所であり、通過点でもあることを念頭に、利用者が地域（公的な支援、インフォーマルな資源）と繋がることを積極的に支援します。

2 内 容

(1) 創作的活動等の機会の提供

利用者が得意なことを活かせるよう創作活動をはじめとした多様なプログラムを通して、利用者の自尊感情を育み、生きる力（生活力）の向上を図ることを目指します。また、個別支援の充実に向けて、プログラム内に利用者との個別面談日を設け、モニタリングの機会を確保します。さらには、ちいきふくし博等の普及啓発イベントにおいて、表現や体験を媒介とした地域住民との出会い、共感、交流を促進します。

(2) 福祉及び社会基盤との連携強化

他機関との連携を図り、地域に根ざした事業展開をするため、以下の連絡会・協議体等へ参画し、ネットワーク強化に務めていきます。

- ア 自立支援協議会 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会
足柄上地区自立支援協議会
- イ 小田原保健福祉事務所足柄上センター地域移行推進会議
- ウ 基幹型地域包括支援センター 専門職情報交換会
- エ 生活支援体制整備事業に関する会議
- オ あしがら成年後見センター 地域連携ネットワーク連絡会
- カ 委託相談支援事業所との情報共有（毎月第 2 回開催）
- キ 利用者のモニタリング、ケース会議等

(3) 社会との交流の促進

福祉サービス利用の準備段階にある方、退院後の居場所として利用する方にとって、ゆるやかな社会資源の利用、社会参加の第一歩として活用いただけるよう、更なる周知を図ります。

また、利用者同士の交流、余暇の充実、社会参加への動機づけをねらいに、通年で自治会イベントへの参加を計画する等、地域のイベントに参加します。

なお、交流スペースの活用については、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開放を休止していますが、感染状況を踏まえながら、地域の交流の場としての活用方法を検討していきます。

(4) 地域住民ボランティア育成

ボランティアと協同した活動等を積極的に取り入れることにより、利用者が社会との接点をより多くもてるよう支援します。具体的には、社会福祉協議会ボランティアセンター・各市町生涯学習課との協働・有償ボランティア受け入れ、自治会・近隣の高校・大学・専門学校の学生等との交流の機会を活用します。

(5) 普及啓発

地域生活を支える基盤作りのために、利用者と近隣住民との豊かな接触体験を促進します。また、令和 4 年度開催の『ちいきふくし博』における、会場とオンライン同時開催の実績を活かし、県西圏域へ広く波及できるような普及啓発活動を行います。

(6) 親子通所における家族支援

親子通所事業における「家族支援」として、親子一緒に活動し、お子さんへの理解や関わりを積み重ねることで、成長を楽しみながら気持ちが通じ合える関係を築いていけるように支援します。

また、「気づきの段階からの早期支援」「多様なニーズに対応できる支援体制」を構築するため、関係機関とのタイムリーな情報共有・ネットワークの強化を図り、保護者の思いを受け止めながら協力して子育てをしていく基盤づくりに務めます。

(7) 事業の継続・発展に向けた取り組み

事業を円滑かつ適正に展開するための事業連絡会を年2回以上開催します。また、事業所内における現任訓練を通じて、職員相互が学び合える体制を整備するとともに、内部研修・外部研修の機会を設け、従業者の資質向上を図ります。

<児童発達支援事業「くまさん教室」>

1 目 標

南足柄市在住の児童に対して、気づきの段階から、児童本人及びその家族の思いや困りごとに寄り添う支援をいたします。児童一人一人の特性や強み、困っている事などに適切に応じる「発達支援」、家族のニーズや不安に寄り添い、解決方法を一緒に考えていく「家族支援」、地域社会への参加、インクルージョンの考え方に立ち可能な限り地域の保育・教育支援が受けられるように地域と連携をとる「地域支援」を、職員一丸となって取り組みます。

2 内 容

(1) 発達支援

「子どもの姿」を適切に捉える視点を持ち、職員間で共有し合いながらアセスメントを行い、個別の「手立て」を考え支援に活かしていきます。子ども達が興味関心を持ちやすい遊具（ボール等）を取り入れ、年齢や発達に応じた個別遊びや集団遊びを展開し、バリエーション豊かな遊びの提供をすることで活動内容の充実を図ります。

(2) 家族支援

ご家族の不安や悩みに寄り添い、子どもの「育ち」を確認し合うことで、安心してわが子の子育てに向き合えるように支援します。また、保護者同士の気軽な交流の場としての定例会や、就園・就学に向けた保護者の抱える身近な悩みごとを話題とした親睦会等も、企画・開催いたします。

さらに、ふれあい遊びや活動の体験を通して、実際の関わり方を知っていただく等、親子の愛着の育みをサポートします。

(3) 地域支援

南足柄市の子育て支援拠点「にこっと」との連携により、児童やその家族の知りたい地域の子育て・保育・教育等に関する情報提供をします。また、スムーズな移行に向けて、南足柄市の巡回相談員との定期的な情報交換や幼稚園・保育園・こども園等との交流や連携を図ります。さらには、地域のボランティアの方々に、月1回保育参加して頂き、交流できる機会を設けます。

(4) 移行支援

就園を迎える児童とその保護者が、幼稚園等に安心して移行できるように、くまさん教室の午前クラスとの並行通園を提案し、保護者や幼稚園との連絡調整を密に行います。また、今後も幼稚園や保育園から、並行通園を希望される子ども達の増加が見込まれるため、個々の子どもの発達状況の確認をし合うと共に、各々の場所での対応に差異が生じないための協力体制を築けるように務めます。

(5) 早期の支援体制

気になる段階からの支援体制として、南足柄市のフォロー教室やひまわり児童部門との連携を図り、市内の子育て支援施策を推進します。また、保護者のメンタルの安定、児童の2次障害の予防、親子のストレスの軽減を図れるように、各機関と連携し、身近な相談の場所としての役割を担います。

(6) 職員の人材育成・資質向上の取り組み

「くまさん教室」の更なる支援力の向上を目指し、日々の振り返りと改善策の検討等を通じて、職員個々の気付きを促し、主体的に学ぶ意欲に繋がります。また、法人の内部研修や外部研修にも積極的に参画する機会を設けます。

風祭事業部

<デイサービスセンター>

1 目 標

利用者一人ひとりの意思や主体性を尊重し、安心・安全に過ごせる環境を整え、各々が興味・関心を持ち、自ら選択をして積極的に取り組める個別支援や日中活動の充実を目指します。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

半期ごとに利用者ご本人またはご家族の意向を踏まえ、利用者自身の想いや望んでいる生活を実現できるように、サービス等利用計画と連動性のある個別支

援計画を作成し、職員全体で共有したうえで統一した支援の実施を目指します。また、関係機関及び家族と連携を図り、利用者が安心して過ごせる環境を整えます。

(2) 日中活動・行事の充実

利用者の意思や主体性を尊重し、利用者自身が主役となって自主的に参加出来る活動やイベント等を企画・実施します。また、同じ興味や関心を持つ利用者が交流できる機会を設けます。活動の様子や作品をデイサービス前の掲示板やヴィエント等に展示をし、日々の取り組みをご家族や関係機関等に見ていただけるように務めます。

(3) 人材育成

職員の資質や権利擁護等の意識向上を図るため、各種研修会等に参加します。また、部署内では、日々の支援の振り返りをおこない、意見交換をすることにより、利用者支援を中心に学び合い、チーム力の向上にも務めます。

<放課後等デイサービス「きゃんばす」>

(放課後等デイサービス きゃんばす)

1 目 標

ご家族や関係機関等と密接な連携を図り、障がいがある児や医療的ケアを必要とする児が安心して過ごせる環境を整えます。また、屋内外のさまざまな活動を通して基本的動作や生活能力を育み、主体的に参加できるような支援を行います。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

本人や家族の想いに沿った支援ができるように直接的な会話の他、生活状況、心身の状態など日々の変化を検証し、現在の児童に合った支援計画に基づく支援の提供に務めます。

また、関係機関と統一した支援を実施できるよう、サービス等利用計画を踏まえ、本人の得意分野や興味関心などのストレングスにも着目し、自信をもって主体的に取り組めるような支援をします。

(2) 発達支援

学校や家族などと情報を共有し、個々の障がい特性や発達等の変化に合わせた支援方法を創意工夫し、本人の能力を十分に発揮できる環境を整えます。

また、本人との意思疎通を丁寧に繰り返すことで、周囲との関わりを深めたり表現力を高めたりし、自己選択や自己決定の力を育てていきます。

(3) 家族支援

ご家族の状況に合わせ、レスパイトケア等の役割を臨機応変に担います。

また、児の成長や家庭環境の変化等に伴う様々な課題に寄り添い、必要な援助や関係機関と連携し、安心して子育てができるように努めます。

(4) 地域支援

近隣の社会資源を活用し地域の方々と交流することにより、適切な対人関係を築けたり、障がい者への理解を広げたりできるように支援します。また、学校をはじめとした、医療機関・他事業所等と連携し専門的支援の充実を図り、医療的ケアが必要な児が、安定した豊かな生活が送れるように務めます。

(5) 人材育成

職員の資質や介護技術、支援に対する意識の向上を図るため、勉強会や各種研修会への参加をします。

ア：内部研修への参加や勉強会の実施

疾患や障がい特性及び利用者の権利擁護等の理解を深めるため、法人内部の研修参加や部署内で勉強会を定期的に行います。また、支援内容や行事の振り返りを職員間で行い、個別ニーズの共有や意識・支援技術の向上を目指します。

イ：外部研修・講習会への参加

自立支援協議会が主催する研修会への参加や法人の自主研修制度を活用し、制度の理解や児童を支援するうえで必要な、幅広い知識や技術を身につけます。